

北 監 第 29 号  
令和元年 9 月 6 日

北方町長 様  
北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横山 治

行政監査の実施について（通知）

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を、別紙のとおり実施しますので通知します。

別 紙

## 実 施 計 画 書

### 種 別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

### 担当監査委員氏名

横 山 治 ・ 議会選出監査委員

### 対象事項及び範囲

- ・ 税務課 賦課額や納税義務者の分析等について
- ・ 都市環境課 南東部開発事業について

### 実施日

令和元年 10 月 10 日 (木)

### 実施場所

北方町役場 委員会室

### 基本方針・着眼点

- ・ 各税目の賦課額や納税義務者数等の推移と分析
  - ・ 南東部開発の進行状況及び今後の計画
- その他

### 提出資料 (4 部)

関連資料等

### 出席依頼者氏名

担当課長等

## 行政監査事項

### 税務課

- ・各税目の過去5年の賦課額（調定額）と納税義務者数の推移について
- ・北方町における町県民税納税義務者の職業や所得の分析について
- ・定住奨励金交付事業における効果の分析について  
（新築家屋の数、人口、賦課額等）
- ・北方町における近年の法人種別と数について
- ・今後の北方町の税収の見込みについて
- ・その他

### 都市環境課（南東部開発事業）

- ・当初からの計画とこれまでの開発実績・現状について
- ・今後の計画と予定について
- ・開発に伴う費用対効果や町への経済性等の内容について
- ・地元住民や関係住民との調整について
- ・誘致企業・請負業者等の選定基準や方法について
- ・その他（工事請負・委託等の契約及び予算執行等について）

北 監 第 31 号  
令和元年 10 月 16 日

北方町長 様  
北方町議会議長 様

北方町代表監査委員 横 山 治

行政監査の結果について（報告）

みだしのことについて、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査を執行したので、同法第 199 条第 9 項の規定により別紙のとおりその結果を報告します。

## 別 紙

# 結 果 報 告 書

## 1 監査の概要

### (1) 監査のテーマ

税務課：現在の税の収入状況とこれからの見込みについて  
都市環境課：南東部開発事業について

### (2) 監査の目的

税務課：定住奨励金等の効果や今後の税収について分析を進める  
都市環境課：南東部開発事業の現状（令和元年9月30日、第二工区完了分まで。）と今後の進捗予定を確認する。

### (3) 監査の対象

各税目について、税務課作成資料等  
北方町地域再生計画及び契約等関連資料

### (4) 監査実施日

令和元年10月10日（木）

### (5) 監査の方法・手段

対象事項について、関係職員から書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施。

## 2 監査の結果

税務課：対象事項について、監査の目的に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。しかしながら、「新築住宅の定住奨励金」は令和3年1月1日までに新築・入居された方で受付を終了するという事なので、将来の税収増を見込めるような個人の定住や法人の誘致につながる施策ができないか検討されたい。

都市環境課：対象事項（第二工区完了分まで）について、監査の目的に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。